

所得向上プログラム実践支援事業



1 事業の概要

本事業は農業者の所得向上のモデル事例を創出し、そのモデルを地域で共有・横展開することで、農業者全体の所得向上を図ることを目的としています。

モデル事例の創出に向けて農業者等が提案する「所得向上チャレンジプラン」の実施に係る経費を補助するほか、普及指導員が経営指導等により伴走支援を行います。

2 事業実施主体



- (1) 農業者
- (2) 農業法人（農地所有適格法人、農事組合法人その他主に農業を営むものと知事が認める法人）
- (3) 任意組織（3戸以上の農業者が組織する団体で代表の定めがあり、かつ組織及び運営に関する規約があるものをいう。）

3 主な補助対象経費

区分	主な補助対象経費	補助金の額
ソフト事業 ※ 1	①新技術等の導入、②新商品の開発、 ③販売促進活動、④ I C T の導入 等	定額 (上限50万円)
ハード事業	①栽培用設備、かん水施設、加工設備の 導入・改修 ②農業機械、加工用機械の導入 等	1/2以内 (上限500万円、ただし、 任意組織は1,000万 円)
成果連動型 加算※ 2	ハード事業実施に要した借入金の償 還に要する経費 (令和10年度に要件を満たした場合は交付)	ハード事業費の1/6 (上限166.6万円、任意 組織は333.3万円以内)

※ 1ソフト事業は、令和8年4月1日からの取組が対象です。

※ 2目標年度（令和10年度）において、大きな成果を収めた場合、追加で補助金を交付します。

4 留意事項

(1) 本事業の実施者は、スマート農業チャレンジ支援事業又は令和7年度所得向上プログラム実践支援事業を実施していないことを要件とします。

(2) 水稻については、原則として、以下の取組内容は補助対象外とします。

- ①衛星データと A I を活用した可変施肥による生育の平準化
- ②自動操舵トラクターや直進アシスト機能付き田植え機を活用した農作業の効率化
- ③情報収集センサー付きコンバインを活用したほ場管理の最適化
- ④その他令和7年度事業で十分な実施実績のあった取組

公募締切：令和8年8月19日(水) 17時まで

5 事業開始までの流れ

公募（～8月19日）
【応募先：農林水産事務所】

書面審査（9月中旬）
【外部の審査委員による審査】

交付申請、交付決定
（9月下旬～）

6 事業実施主体の主な要件

区分	主な要件
共通事項	(1) 応募前に農業経営診断システム（以下、システム）による県の財務分析を受けていること (2) 事業実施年度内にシステムによる経営診断を受けること (3) 直近3か年の農業所得の平均が黒字であること など
ハード事業	(1) 令和8年度に経営発展支援事業等の交付を受けていないこと (2) 関連するソフト事業を実施すること (3) 金融機関から融資を受けること (4) 過去5年間に活用した国・県の補助事業において目標を概ね達成済みであること など
成果連動型加算	(1) 基本目標とチャレンジ目標のすべてを達成していること など

7 成果目標 ※目標設定が必要です。

区分	内容
基本目標（必須）	下記の1および2のいずれの目標も設定すること (1) 所得向上目標 農業所得の50万円以上（任意組織は役員の平均農業所得が50万円以上、農業法人は経常利益と役員報酬の合計（以下、経常利益等という）が150万円以上）の増加かつ10%以上の増加 (2) 選択目標（以下のいずれか1つを設定） ①販売額の10%以上の増加、②収益力の10%以上の増加、③付加価値額の10%以上の増加、④対象品目の10a当たり収量の10%以上の増加、⑤10a当たり生産コストの10%以上の削減
チャレンジ目標	農業所得の100万円（任意組織は、役員の平均農業所得の100万円、農業法人は経常利益等の300万円）以上の増加かつ25%の増加

事業の応募に際しては、各農林水産事務所農業普及振興室に相談してください。（事前予約をお願いします。）

問合せ先	
東青農林水産事務所 017-734-9966	西北農林水産事務所 0173-34-2111(内線243)
中南農林水産事務所 0172-32-1131(内線362)	上北農林水産事務所 0176-22-8111(内線223)
三八農林水産事務所 0178-23-3794	下北農林水産事務所 0175-22-8581(内線289)

事業の詳細については、右のQRコードから県のHPをご覧ください。

